



鳥取県公報

令和2年5月15日（金）
第9200号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（287）（福祉監査指導課） 2 |
| | 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（288）（〃） 2 |
| | 生活保護法による指定医療機関の休止の届出（289）（〃） 2 |
| ◇ 公 告 | 令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施（医療・保険課） 3 |

告 示

鳥取県告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------------|--------------|-----------|
| 井田内科医院 | 境港市小篠津町898 | 令和2年3月31日 |
| 松本医院 | 米子市河崎1740-19 | 〃 |
| 医療法人社団 平本小児科医院 | 倉吉市山根637-6 | 令和2年4月1日 |

鳥取県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 廃止年月日 |
|------------------|------------------|----------------------|----------------|-----------|-----------|
| 株式会社ノーブルライフ | 西伯郡大山町赤松2458-107 | 訪問介護睦月 | 米子市淀江町佐陀1282-1 | 訪問介護 | 令和2年3月31日 |
| 社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 | 八頭郡八頭町宮谷254-1 | 社会福祉法人八頭町社会福祉協議会船岡支所 | 八頭郡八頭町船岡殿159 | 訪問入浴介護 | 〃 |
| 井田 拓夫 | 境港市小篠津町898 | 井田内科医院 | 境港市小篠津町898 | 居宅療養管理指導 | 〃 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 廃止年月日 |
|------------------|---------------|----------------------|--------------|------------|-----------|
| 社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 | 八頭郡八頭町宮谷254-1 | 社会福祉法人八頭町社会福祉協議会船岡支所 | 八頭郡八頭町船岡殿159 | 介護予防訪問入浴介護 | 令和2年3月31日 |

鳥取県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

いう。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 休 止 年 月 日 |
|------------|---------------|-----------|
| 木村皮膚科クリニック | 米子市東福原三丁目8-58 | 令和2年3月31日 |

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定に基づき、令和2年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和2年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

令和2年10月20日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験(毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。)

4 試験科目

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質、貯蔵、識別及び取扱方法(毒物及び劇物取締法施行規則第7条第3項に定める実地試験を含む。)

なお、(3)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 鳥取市健康こども部鳥取市保健所(〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4)

鳥取県中部総合事務所福祉保健局(〒682-0802 倉吉市東巖城町2)

鳥取県西部総合事務所福祉保健局(〒683-0802 米子市東福原一丁目1-45)

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)

(2) 提出書類

ア 受験願書(9に掲げる問合せ先において配布するものによること。)

イ 写真(出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

ウ 受験票(アとともに配布するものによること。)

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

令和2年7月6日(月)から同月17日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、令和2年7月17日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能等身体に障がい有する者が受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、令和2年9月18日（金）までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課から本人宛てに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、令和2年11月24日（火）午前9時に鳥取県庁並びに鳥取県中部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、令和2年11月24日（火）から同年12月23日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 問合せ先

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）

鳥取市健康こども部鳥取市保健所（電話 0857-30-8531、ファクシミリ 0857-20-3962）

鳥取県中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803）

鳥取県西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392）